

平成 18 年 7-9 月期 1 次 Q E における卸売マージンの推計方法の変更について

卸売マージンの基礎統計として『法人企業統計調査』（財務省）の卸売業の売上高及び売上原価の系列からもとめたマージン率を利用している。このマージン率に関し、平成 18 年 4-6 月期の卸売業の資本金規模 1 千万円以上 2 千万円未満の区分（9 月 4 日公表）において、過去の動向から考えると前期値と当期値の間に著しい非連続性が認められる。

このため異常値処理として、平成 18 年 7-9 月期 1 次 Q E（11 月 14 日公表予定）以降当季、平成 18 年 4-6 月期以降のマージン率に関して以下のような推計方法の変更を行う。

（処理前の卸売業のマージン率（資本金規模別）） （単位：％）

	1 千万円以上 2 千万円未満	2 千万円以上 5 千万円未満	5 千万円以上 1 億円未満	1 億円以上 1 0 億円未満	1 0 億円以上
18 年 1-3 月期	22.0	17.0	14.3	13.4	7.0
18 年 4-6 月期	15.9	17.0	14.3	10.1	7.1

（推計方法の変更）

卸売マージンに関し、平成 18 年 4-6 月期以降当季、次の推計方法の変更を行う。

【変更前】・卸売業の全規模の売上高と売上原価を使用してマージン率を推計。

【変更後】①資本金 1 千万円以上 2 千万円未満の階層の売上原価を、過去 4 カ年同期の平均マージン率と当該期の売上高からとめる。

②もとめた売上原価と当該期の売上原価の差額を、全規模の売上原価から控除する。

③控除後の全規模の売上原価と、全規模の売上高から、マージン率を推計。

（参考）

四半期別 GDP 速報（Q E）における卸売・小売業マージンの推計方法は下記の通り。

「四半期別 GDP 速報（Q E）の推計方法（第 5 版）」（内閣府ホームページで公開）

Ⅲ （2）補助系列の作成方法 4）卸売・小売業

卸売業、小売業は、「商業統計」及び「四半期別法人企業統計調査」から推計したマージン率を「商業販売統計」から得られる販売額に掛け合わせることで卸・小売マージン（＝出荷額）を推計する。

卸・小売マージン＝（売上高－売上原価）／売上高＋等差マージン（※）×販売額

※ 等差マージン：「商業統計」から得られるマージン率と、「四半期別法人企業統計調査」から得られるマージン率の差を調整するもの。

なお、1 次 Q E では「四半期別法人企業統計調査」の情報が利用できないため、直近 1 年間（4 四半期）の平均マージン率を用いて補外推計している。2 次 Q E では作業期間の関係で、1 次 Q E で使用したデータをを用いている（「四半期別法人企業統計調査」の情報は、次期 1 次 Q E の前期の値には反映させる）。